

第67表 迷惑防止条例違反の検挙状況

違反態様	令和4年		令和3年		前年比	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	2,256	1,974	1,838	1,624	418	350
ダフヤ行為(第2条)	-	-	3	3	△3	△3
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-
粗暴行為(第5条)	1,804	1,529	1,409	1,201	395	328
うち) 触れる行為	(641)	(598)	(434)	(402)	(207)	(196)
うち) 盗撮行為	(986)	(789)	(827)	(672)	(159)	(117)
うち) 卑わいな言動	(177)	(142)	(148)	(127)	(29)	(15)
つきまとい行為等(第5条の2)	26	18	28	24	△2	△6
押売行為(第6条)	-	-	-	-	-	-
不当な客引行為等(第7条)	426	427	398	396	28	31
うち) 勧誘(スカウト)	(80)	(81)	(107)	(108)	(△27)	(△27)
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-

数値：生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	令和4年	令和3年	前年比
ストーカー行為等に係る相談	1,207	1,102	105
警告書の交付(第4条)	504	483	21
禁止命令等(第5条)	164	139	25
援助の実施(第7条)	742	619	123
検挙 { ストーカー行為罪(第18条)	166	102	64
検挙 { 禁止命令等違反(第19・20条)	16	15	1

注1 ストーカー規制法とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

2 援助の実施にあつては、援助申出受理件数をいう。

数値：生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	令和4年	令和3年	前年比
配偶者からの暴力に係る相談	8,389	8,011	378
保護命令(第10条)	29	41	△12
援助の実施(第8条の2)	5,913	5,281	632
検挙 { 保護命令違反(第29条)	2	-	2

注 DV防止法については、第55表の脚注を参照のこと。

数値：生活安全総務課